

## 平成 30 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の 入学者の募集及び選抜要綱

平成 30 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。川崎市立中央支援学校高等部分教室については、別に定める。

### 1 志願資格

前期選抜の志願資格を有する者は、次の（１）のアからオまでのすべてに該当する者とし、後期選抜の志願資格を有する者は、次の（２）のアからウまでのすべてに該当する者とする。ただし、医療に専念する必要がある者及び集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのある者については、入学を許可しないことがある。

#### （１）前期選抜

- ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- イ 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者（平成 30 年 3 月 31 日までに卒業又は修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- ウ 知的発達の遅滞の程度が、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者
  - （ア） 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）
  - （イ） 知的発達の遅滞の程度が（ア）に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）
- エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域に居住している者。ただし調整地域からの志願は、療育手帳 B2 取得者及び手帳を取得していない療育手帳 B2 相当の生徒に限る。（各特別支援学校の指定地域及び調整地域は、別表のとおりとする。）
- オ 志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

#### （２）後期選抜

- ア （１）のアからウまでのすべてに該当する者
- イ 県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の平成 30 年度前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者
- ウ 志願しようとする特別支援学校が実施する後期選抜に係る「特別支援学校への志

願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

## 2 募集人数

前期選抜及び後期選抜の募集人数は、教育長が別に定める。なお、後期選抜の募集人数については、前期選抜終了後に定めるものとする。

## 3 志願日程

### (1) 志願相談受付期間

区分	志願相談受付期間	受付時間
前期	平成29年 9月 1日（金）から 10月24日（火）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

※志願相談は、在籍校を通して申し込む。

### (2) 志願相談期間

区分	志願相談期間	受付時間
前期	平成29年 9月 8日（金）から 10月31日（火）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで
後期	平成29年 12月18日（月）から 平成30年 1月 5日（金）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

### (3) 願書配布期間

区分	願書配布期間	受付時間
前期	平成29年 11月14日（火）から 11月17日（金）まで	午前9時から午後4時まで

### (4) 募集期間

区分	募集期間	受付時間
前期	平成29年 11月27日（月）から 11月29日（水）まで	午前9時から午後4時まで
後期	平成30年 1月 9日（火）から 1月10日（水）まで	午前9時から午後4時まで

※前期選抜で合格者数が募集人数に満たない場合のみ、後期募集を実施する。

#### 4 志願手続

志願者は、志願しようとする特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) 療育手帳（取得している者は志願時に提示する。）
- (4) その他校長が指定する書類
- (5) 返信用封筒

#### 5 併願の禁止

他の川崎市立特別支援学校、県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

#### 6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校に限り、志願変更をすることができる。

志願変更をする場合には、指定された書類を新しい志願先に提出する。また、願書提出時に簡易な教育相談を受ける。

志願調整期間及び受付時間は、次のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間
前期	平成 29 年 11 月 30 日（木）から 12 月 1 日（金）まで	午前 9 時から午後 4 時まで
後期	平成 30 年 1 月 11 日（木）から 1 月 15 日（月）まで の学校休業日	午前 9 時から午後 4 時まで

#### 7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
前期	平成 29 年 12 月 7 日（木） 午前 9 時から午後 4 時まで	志願した市立特別支援学校
後期	平成 30 年 1 月 18 日（木） 午前 9 時から午後 4 時まで	志願した市立特別支援学校

前期選抜予備日 平成 29 年 12 月 8 日（金）から 12 月 11 日（月）までの 4 日間のうちから各学校の校長が指定する。

後期選抜予備日 平成 30 年 1 月 19 日（金）から 1 月 22 日（月）までの 4 日間のうちから各学校の校長が指定する。

## 8 抽選の実施

受検者数が募集人数を上回った場合には、抽選を実施する。

### 【特例規定】

別表の「指定地域」に居住する者のうち、療育手帳 A1、A2 及び療育手帳 B1 の取得者（療育手帳 B1 の取得者については、療育手帳 A1、A2 及び B1 の取得者の総数が募集人数に満たない場合に限る。）は、原則として抽選の対象とならないものとする。

※5 ページ「受検者が募集人数を上回った場合の対応について」参照

## 9 選抜の内容

前期選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 体力・運動能力検査
- (3) 面接（本人及び保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

※後期選抜の内容は、校長が指定する内容とする。

## 10 選抜結果の通知

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の配送日は、次のとおりとする。

区分	通知書の配送日
前期	平成 29 年 12 月 14 日（木）
後期	平成 30 年 1 月 25 日（木）

## 11 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

## 12 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

## 13 その他

\* この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

\* 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部指導課支援教育担当（044-200-3827）へ、平成 29 年 8 月末日までに、必ず事前相談ください。状況により、希望に添えない場合があります。

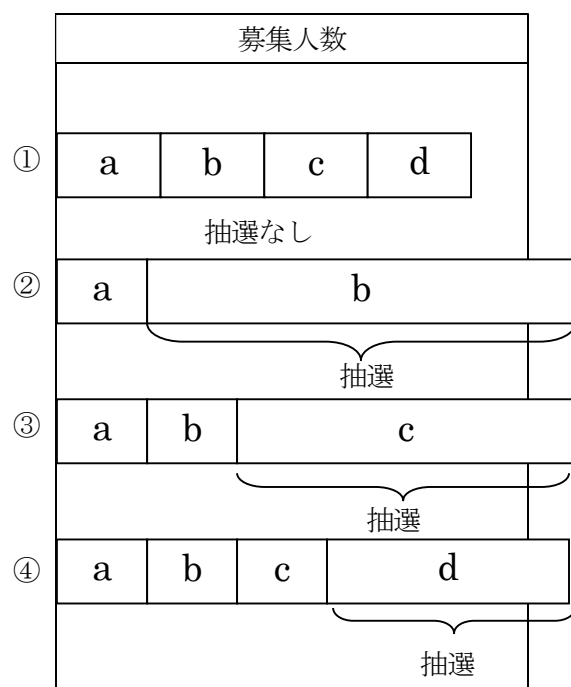
別表 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）前期選抜の指定地域及び調整地域

学校	指定地域	調整地域
川崎市立田島支援学校	川崎区、幸区	中原区
川崎市立中央支援学校	中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区	なし

○受検者が募集人数を上回った場合の対応について

<前期選抜>

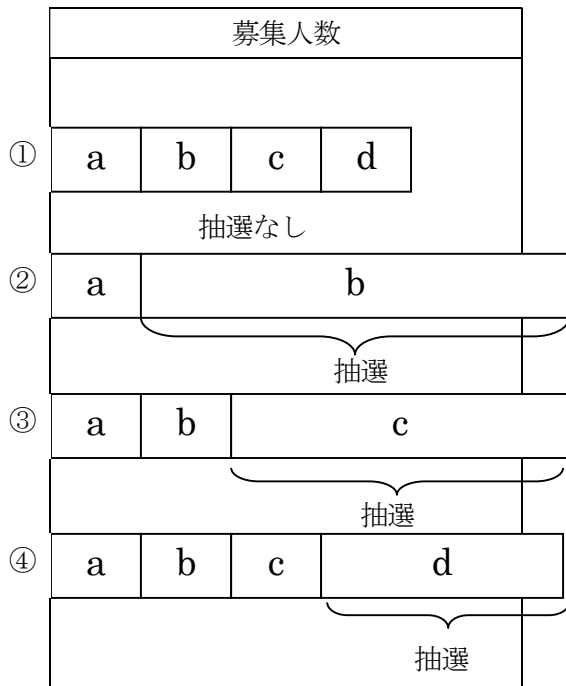
●川崎市立田島支援学校の前期選抜においては、次のように抽選を実施する。



- a 指定地域内の居住者で療育手帳 A1・A2 取得者
- b 指定地域内の居住者で療育手帳 B1 の取得者
- c 指定地域内の居住者で療育手帳 B2 の取得者
- d 指定地域内の居住者で a、b、c に該当しない者及び調整地域の居住者

- ① a、b、c、d の受検者の合計が募集人数以下の場合、抽選は実施しない。
- ② a、b の受検者の合計が募集人数を上回った場合は、b の受検者で抽選を実施する。
- ③ a、b の受検者の合計が募集人数以下でも、c の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、c の受検者で抽選を実施する。
- ④ a、b、c の受検者の合計が募集人数以下でも、d の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合には、d の受検者で抽選を実施する。

●川崎市立中央支援学校の前期選抜においては、次のように抽選を実施する。

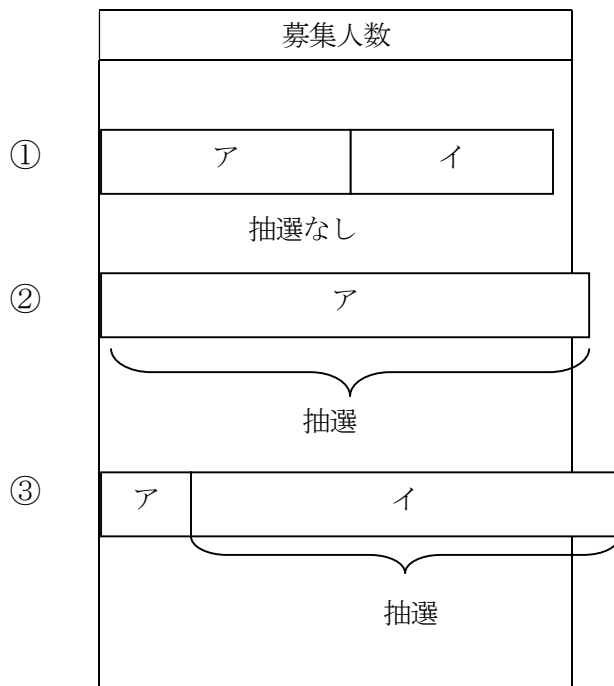


- a 指定地域内の居住者で療育手帳 A1・A2 取得者
- b 指定地域内の居住者で療育手帳 B1 の取得者
- c 指定地域内の居住者で療育手帳 B2 の取得者
- d 指定地域内の居住者で a、b、c に該当しない者

- ① a、b、c、d の受検者の合計が募集人数以下の場合、抽選は実施しない
- ② a、b の受検者の合計が募集人数を上回った場合は、b の受検者で抽選を実施する。
- ③ a、b の受検者の合計が募集人数以下でも、c の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、c の受検者で抽選を実施する。
- ④ a、b、c の受検者の合計が募集人数以下でも、d の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、d の受検者で抽選を実施する。

<後期選抜>

- ・前期選抜で募集人数に満たないときのみ、後期募集、後期選抜を実施する。
- ・実施校は前期選抜の合格発表日（平成 29 年 12 月 14 日（木））に公表する。
- ・募集人数については、実施校の公表に合わせて発表する。
- ・志願資格は、前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者
- ・志願できる学校は、県立特別支援学校及び県内の公立特別支援学校を含め 1 校
- ・志願先の学校に入学願書を提出する。志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校に志願変更をすることができる。
- ・後期選抜に特例規定はない。
- ・後期選抜の志願者数が募集人数を上回った場合には、次のように抽選を実施する。



- ア 川崎市内の居住者で療育手帳の取得者
- イ 川崎市内の居住者でアに該当しない者

- ① ア、イの受検者の合計が募集人数以下の場合、抽選は実施しない。
- ② アの受検者が募集人数を上回った場合は、アの受検者で抽選を実施する。
- ③ ア、イの受検者の合計が、募集人数を上回った場合はイの受検者で抽選を実施する。